

# 確定申告に関するお知らせ

☎越谷税務署 ☎965-8111

## 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設

### ■日時・場所・入場整理券配布時間

日時	場所	入場整理券配布時間
2/3(水)まで * 2/4~3/15は、越谷税務署庁舎では申告相談を行いません	越谷税務署庁舎	8:30から
2/4(木)~3/15(月) (土曜・日曜日、祝日を除く。2/21(日)・28(日)は開催)	イオンレイクタウン <sup>カゼ</sup> kaze 3階イオンホール	9:00から (1階E入口)

\*会場への入場には、「入場整理券」が必要です。入場整理券の配布場所は、イオンレイクタウンkaze 1階E入口です。入場整理券は、国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

\*すべての入場整理券を配布した場合など、配布状況によっては後日の来場をお願いする場合があります

\*確定申告会場へ来場する場合は、マスクの着用をお願いします

\*入場の際に検温を実施します。せき・発熱などの症状のある方は入場をご遠慮いただく場合があります

## 令和2年分(2020年分)確定申告の医療費控除は、医療費控除の明細書の提出が必要です

医療費控除は、領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となりました。医療保険者等から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。医療費の領収書は、税務署から「医療費控除の明細書」の記載内容の確認を求める場合があるため、5年間保存する必要がありますのでご注意ください。

## 確定申告書は自宅で作成<sup>e-Tax</sup> (データ送信) または郵送等で提出できます

申告書は国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー (https://www.keisan.nta.go.jp/)。スマートフォンでも作成可能) で作成し、e-Taxまたは印刷して郵送等で提出することができます。

詳しくは、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (☎0570-01-5901。土曜・日曜日、祝日を除く) にお問い合わせください。

\*e-Taxでの送信やスマートフォンでの申告書作成はIDとパスワードの入力、またはマイナンバーカードがあればできます

## 公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

\*所得税の確定申告が必要ない場合であっても、市・県民税の申告が必要な場合があります

## スマートフォンを利用したクレジットカード納税を開始

☎収納課(第二庁舎3階) ☎963-9141

スマートフォン決済アプリ「モバイルレジ」では、クレジットカード払いがご利用いただけるようになりました。金融機関やコンビニエンスストアなどへ出向くことなくスマートフォンを操作するだけで、24時間365日、自宅などで市税・国民健康保険税の納付ができます。

■利用できる税目：市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税

■納付に必要なもの：バーコードが印字された納付書、スマートフォン(スマートフォン以外の従来型の携帯電話は不可)、クレジットカード

■納付方法：スマートフォンで「モバイルレジ」アプリを起動して、納付書に印刷されたバーコードの読み取り後、「お支払内容の確認」画面で「クレジットカード」を選択してください

■決済手数料：下表のとおり(詳しくは市ホームページをご覧ください)

決済金額	決済手数料(税込み)
1円~5,000円	27円
5,001円~10,000円	82円
10,001円~20,000円	165円
20,001円~30,000円	275円
30,001円~40,000円	385円
40,001円~50,000円	495円

\*以降、10,000円ごとに110円(税込み)ずつ加算されます

### ●継続払いは口座振替で

スマートフォン決済アプリでの納付は納付書ごとのつど払いとなります。一度のお手続きで各種市税等を自動的にかつ継続的に納付することをご希望の方は口座振替をご利用ください。

スマートフォンを利用したクレジットカード納税



口座振替



### ■注意事項

- ・クレジットカード払いには決済金額に応じたクレジットカード会社への決済手数料が別途かかります(左表参照)
- ・金融機関等の窓口で納付書を提示し、現金の代わりにクレジットカード払いで納付することはできません
- ・バーコードが印字されていない納付書、バーコードが読み取れない納付書、納期限または使用期限を過ぎた納付書は、スマートフォン決済アプリは使用できません
- ・領収書は発行されません。領収書や車検用納税証明書が必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納付してください
- ・アプリのダウンロードや納付手続きの際、通信に必要なデータ通信料がかかります

## 税・国保に関する通知を送付します

通知等名称	発送日	対象	問合せ
市・県民税の納税通知書と納付書	2/10(水)	令和2年度(2020年度)の市・県民税の年税額に変更があった方や新たに課税された方 *新たにお送りする納付書でお納めください	市民税課 ☎963-9144
固定資産税・都市計画税の納税通知書と納付書(口座振替の方には納税通知書のみ)	2/1(月)	令和2年度(2020年度)の固定資産税・都市計画税に変更があった方や新たに課税された方 *新たにお送りする納付書でお納めください	資産税課 ☎963-9147・9148
国民健康保険税の納税通知書と納付書(口座振替の方には納税通知書のみ)	2/15(月)	・令和2年度(2020年度)の国民健康保険税の年税額に変更があった方や新たに国民健康保険に加入した方 ・納付方法を特別徴収(年金からの差し引き)から口座振替に変更した方	国民健康保険課 ☎963-9146
医療費のお知らせ(令和2年9月・10月診療分)	2月上旬	医療機関等を受診された国民健康保険加入の方 *医療費を把握し、健康管理について関心を深めましょう *再発行はできませんので、大切に保管しましょう	国民健康保険課 ☎963-9154
国民健康保険税の仮徴収額決定通知書	2/15(月)	国民健康保険税を4月以降、新たに特別徴収(年金からの差し引き)でご納付いただく方	国民健康保険課 ☎963-9146

## ●●● 休日納税窓口 ●●●

■日時：2/7(日)・21(日)・3/7(日)、9:00~15:00

■場所：収納課

■内容：市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の納付や納税相談。窓口の混雑状況によってはお待ちいただく場合があります  
☎収納課(第二庁舎3階)  
☎963-9142

令和2年度固定資産税・都市計画税の第4期分、国民健康保険税の第9期分の納期限は3月1日(月)です。